

## 令和4年度 利用者負担額(保育料)について

保育料は、児童と生計を同一にしている父母の市民税額の合算額によって算定します。ただし、児童の父母の市民税が非課税等の場合は同居の祖父母の課税状況に基づいて算定することがあります。

階層区分は、令和4年4月～8月分は令和3年度の市民税額による区分、9月から翌年3月分までは令和4年度の市民税額による区分となります。

ただし、3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児は、保育料が無償です。また、3歳以上児は、副食費が実費徴収されます。副食費については、各保育所(園)で異なりますので、金額、納入方法ともに各保育所(園)にてご確認ください。

階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の税額控除を適用する前の額となります。

### 利用者負担額表【月額】

(単位:円)

階層区分		令和4年4月1日時点の年齢		
		3歳未満児 (3号認定)		3歳以上児 (2号認定)
		標準時間	短時間	副食費
第1	生活保護世帯等	0		0
第2	市民税非課税世帯(第1階層の世帯を除く。)	0		0
第3-1	所得割が48,600円未満の世帯(母子・父子・障がい者等の世帯(第1階層及び第2階層の世帯を除く。))に限る。)	5,000	5,000	0
第3-2	市民税均等割課税世帯(第3-1階層の世帯を除く。)	12,000	11,800	0
第3-3	所得割が48,600円未満の世帯(第1階層から第3-2階層までの世帯を除く。)	17,000	16,800	0
第4-1	所得割が48,600円以上77,101円未満の世帯(母子・父子・障がい者等の世帯に限る。)	5,000	5,000	0
第4-2	所得割が48,600円以上57,700円未満の世帯(第4-1階層の世帯を除く。)	22,000	21,700	0
第4-3	所得割が57,700円以上97,000円未満の世帯(第4-1階層の世帯を除く。)	22,000	21,700	実費徴収 ※金額は各施設にお問い合わせください。
第5	所得割が97,000円以上169,000円未満の世帯	30,000	29,500	
第6	所得割が169,000円以上301,000円未満の世帯	37,000	36,400	
第7	所得割が301,000円以上397,000円未満の世帯	40,000	39,400	
第8	所得割が397,000円以上の世帯	47,000	46,200	

### 【表の見方】

- 1 上表の保育料は1人目の金額です。年度の途中で3歳以上児(2号認定)になっても、その年度中の保育料は変わりません。
- 2 第3-1階層、第4-1階層で保護者等と生計を同一(監護)にしている子ども等(年齢制限なし)の最年長から数えて2人目以降の保育料は無料になります。
- 3 第3-2階層、第3-3階層、第4-2階層で保護者等と生計を同一(監護)にしている子ども等(年齢制限なし)の最年長から数えて2人目の保育料は半額になります。
- 4 第4-3階層から第8階層で同時に入所(園)している場合の2人目の保育料は半額になります。  
※この場合、認可外保育施設は同時入所の対象となりません。
- 5 保護者等と生計を同一(監護)にしている子ども等の第1、2子が18歳未満で第3子以降の保育料は無料になります。ただし、第1階層から第4-2階層については、年齢制限はありません。
- 6 3歳以上児(2号認定)について、第1階層～第4-2階層の子どもの副食費は無料になります。
- 7 3歳以上児(2号認定)について、第4-3階層～第8階層で同時に入所(園)している場合の3人目以降の副食費は無料になります。
- 8 3歳以上児(2号認定)について、保護者等と生計を同一(監護)にしている子ども等の第1、2子が18歳未満で第3子以降の副食費は市の補助により無料になります。